

令和6年第1回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年1月26日（金）午前10時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について
- (3) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
- (5) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
- (6) 令和6年度儀式等の日程について
- (7) 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (8) 令和6年度教職員定期人事異動について

2 報 告

- (1) 令和5年第5回市議会定例会について
- (2) 令和6年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程について
- (3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
- (4) 全小中学校体育館への空調機設置について
- (5) 学校給食費の改定について
- (6) 春日井市西部地区新調理場整備基本計画（案）について
- (7) 鷹来公民館大規模改修工事实施設計について

議題1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

議題2 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について

春日井市事務分掌条例及び春日井市行政組織規則の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等
の一部を改正する規則

(春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「文化スポーツ部」を「いきがい創生部」に改める。

(春日井市立学校管理規則の一部改正)

第2条 春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「文化スポーツ部」を「いきがい創生部」に改める。

(春日井市生涯学習審議会規則の一部改正)

第3条 春日井市生涯学習審議会規則（平成14年春日井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「文化スポーツ部文化・生涯学習課」を「いきがい創生部いきがい推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
(文化スポーツ部の職員に補助執行させる事務) 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を文化スポーツ部の職員に補助執行させる。 (1) 生涯学習の推進及び調整に関すること。 (2) 社会教育の振興に関すること。 (3) 成人教育の講座に関すること。 (4) 視聴覚教育に関すること。 (5) 青少年教育の振興に関すること。 (6) 図書室の運営に関すること。 (7) 社会教育委員に関すること。 (8) 公民館に関すること。 (9) 青年の家に関すること。 (10) 読書の啓発に関すること。 (11) 図書館に関すること（次条の事務を除く。）。 (12) 図書館協議会に関すること。 (13) 学校体育施設の開放に関すること。	(いきがい創生部の職員に補助執行させる事務) 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務をいきがい創生部の職員に補助執行させる。 (1) 生涯学習の推進及び調整に関すること。 (2) 社会教育の振興に関すること。 (3) 成人教育の講座に関すること。 (4) 視聴覚教育に関すること。 (5) 青少年教育の振興に関すること。 (6) 図書室の運営に関すること。 (7) 社会教育委員に関すること。 (8) 公民館に関すること。 (9) 青年の家に関すること。 (10) 読書の啓発に関すること。 (11) 図書館に関すること（次条の事務を除く。）。 (12) 図書館協議会に関すること。 (13) 学校体育施設の開放に関すること。

春日井市立学校管理規則（昭和35年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
(学校施設の目的外使用) 第26条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のため に一時使用させることができる。 2 前項の場合においてその使用が長期にわたり、又は異例なもの については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならな い。 3 教育委員会は、第1項に定めるもののほか、必要があるときは、 学校教育に支障のない範囲内において学校の施設及び設備を社 会教育のために使用させることができる。 4 教育委員会は、前項の規定により学校の施設及び設備を使用さ せるときは、あらかじめ学校長の意見を聞くものとする。 5 第3項の使用に関する事務（当該使用に係る学校の施設及び設 備の管理を含む。）は、<u>文化スポーツ部</u>が行う。	(学校施設の目的外使用) 第26条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のため に一時使用させることができる。 2 前項の場合においてその使用が長期にわたり、又は異例なもの については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならな い。 3 教育委員会は、第1項に定めるもののほか、必要があるときは、 学校教育に支障のない範囲内において学校の施設及び設備を社 会教育のために使用させることができる。 4 教育委員会は、前項の規定により学校の施設及び設備を使用さ せるときは、あらかじめ学校長の意見を聞くものとする。 5 第3項の使用に関する事務（当該使用に係る学校の施設及び設 備の管理を含む。）は、<u>いきが創生部</u>が行う。

春日井市生涯学習審議会規則（平成14年春日井市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行	改正案
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、いきが創生部いきが推進課において処理する。

議題3 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する
規則について

- ・ 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正 する規則

春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則（平成27年春日井市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法」を削る。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

春日井市教育委員会特定個人情報情報の提供に関する規則（平成27年春日井市教育委員会規則第12号）新旧対照表

現 行	改正案
（条例別表第3に定める事務及び特定個人情報） 第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同法第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第19条第1項、第24条第1項若しくは第25条第1項若しくは第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報とする。	（条例別表第3に定める事務及び特定個人情報） 第2条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の治療のための医療に要する費用について必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第26条の規定に準じて外国人に対して行う保護の実施、開始若しくは変更、職権による保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報とする。

議題4 春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

学校地域連携協議会による包括的な学校支援は、有志のボランティアにより行われているため、その継続性が課題となっている。教育委員会の下部組織たる機関となる学校運営協議会を設置することで、これらの取組みを持続性のあるものとするもの（なお、学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5により設置が努力義務化されている）。

制定の概要

- 1 件名 春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
- 2 現状 学校運営に資する人材や団体の参画により設置した藤山台中学校区学校地域連携協議会において、学校環境整備や児童生徒を対象とした体験教室等を実施する等の包括的な学校支援を行っている。
- 3 制定の理由 上記の取組は、有志のボランティアにより行われているため、その継続性が課題となっている。教育委員会の下部組織たる機関となる学校運営協議会を設置することで、これらの取組みを持続性のあるものとするもの（なお、学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5により設置が努力義務化されている）。
- 4 規則の内容
 - ①学校と地域住民が協働して子どもの「生きる力」を育むこと及びその過程で地域住民がやりがいを実感することで地域共生社会の実現に寄与することを学校運営協議会の基本方針とするもの（第2条関係）。
 - ②協議会の設置、委員定数、任期等会議の設置、組織、運営について規定するもの（第3条―第10条関係）。
 - ③協議会の承認事項等地方教育行政の組織及び運営に関する法律から委任を受け教育委員会規則で定める事項について規定するもの（第11条―第14条関係）
- 5 関係法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年法律第91号）

6 施行日

令和6年4月1日

7 その他

①令和6年度は、学校と地域の協働がうまくいっている
藤山台をモデル地区とし学校運営協議会を設置する。

②学校運営協議会の委員は、非常勤特別職の公務員であるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し報酬を規定する（年額 11,000円）。

春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会は、学校運営への参画並びに地域の住民及び保護者等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、協働して子どもの「生きる力」を育むこととともに、その過程において子どもと関わる大人がやりがいを実感し、誰もが役割をもって輝く地域共生社会の実現に寄与することを目指すものでなければならない。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、その所管に属する学校のうち指定するものに協議会を設置する。

2 前項の規定による指定は、学校ごとに行うものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、対象学校に対して通知するものとする。

5 協議会は、前条に規定する基本方針に基づく取組を行うに当たり、広く地域の住民及び保護者等が学校運営に携われるよう、その活動内容を周知し、多様

な学校支援活動への参加の働き掛けを行うよう努めるものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 法第47条の5第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者とする。

(1) 対象学校の校長

(2) 対象学校の教職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるようなこと。

(2) その地位を政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

3 委員は、その職務の遂行に当たっては、第2条に規定する基本方針に則して、協議会の運営が行われるよう意を用いなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 第5条第1項及び第2項の規定に違反したとき。

(3) 心身の故障により職務の遂行が困難なとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当すると認め
た場合は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。
(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、
対象学校の校長及び教職員を選出することはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上で可決する。

4 協議会は、必要があると認める場合は、協議会の会議に委員以外の教職員及
び児童生徒の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認め
る場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平
成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を
送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場
合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」と
あるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」
とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「協議会の会議に委員以
外の教職員及び児童生徒の出席を求め、」とあるのは「委員以外の教職員及び
児童生徒の」と読み替えるものとする。

(会議の非公開)

第11条 協議会の会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しない。

- (1) 春日井市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について協議を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

（学校運営等に関する教育目標等の承認）

第12条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 予算の執行計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本方針等に基づき、学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見）

第13条 協議会は、法第47条の5第6項及び第7項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

2 法第47条の5第7項の規定に基づき教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して前条に規定する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

（協議会の適正な運営を確保するための必要な措置）

第14条 法第47条の5第9項に規定する場合は、次に掲げる場合とし、同項に規定する措置は、設置者の立場からの校長及び協議会に対する助言若しくは指導又は委員の解任とする。

- (1) 委員同士の意見が対立し、協議会としての意思形成が行えない場合
- (2) 協議会としての活動の実態が認められない場合
- (3) 校長と協議会の方針が対立し、学校の円滑な運営に支障が生じている場合
- (4) 全部又は一部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定による協議会の委員の任命について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

議題5 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定を整備するもの。

春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号を削る。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
(野外教育センター) 第5条 野外教育センターを春日井市廻間町1102番地1に置く。 2 野外教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 春日井市少年自然の家条例（昭和57年春日井市条例第32号）に定める少年自然の家の管理及び運営に関すること。 (2) 春日井市都市緑化植物園条例（昭和63年春日井市条例第21号）に定める都市緑化植物園の管理及び運営に関すること。 (3) <u>春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和51年春日井市条例第29号）に定める野外キャンプ場の管理及び運営に関すること。</u>	(野外教育センター) 第5条 野外教育センターを春日井市廻間町1102番地1に置く。 2 野外教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 春日井市少年自然の家条例（昭和57年春日井市条例第32号）に定める少年自然の家の管理及び運営に関すること。 (2) 春日井市都市緑化植物園条例（昭和63年春日井市条例第21号）に定める都市緑化植物園の管理及び運営に関すること。

議題 6 令和 6 年度儀式等の日程について

令和 6 年度儀式等の日程（案）

儀 式	小学校	中学校
入学式	4 月 4 日(木)	4 月 5 日(金)
1 学期始業式	4 月 5 日(金)	4 月 5 日(金)
1 学期終業式	7 月 19 日(金)	7 月 19 日(金)
2 学期始業式	9 月 2 日(月)	9 月 2 日(月)
2 学期終業式	12 月 23 日(月)	12 月 23 日(月)
3 学期始業式	1 月 7 日(火)	1 月 7 日(火)
卒業式	3 月 19 日(水)	3 月 7 日(金)
修了式	3 月 24 日(月)	3 月 24 日(月)

議題7 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和6年度全国学力・学習状況調査については、令和6年4月18日(木)に全小中学校において実施するもの。



5 文科教第 1356 号

令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

藤原 章夫

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

議題8 令和6年度教職員定期人事異動について

令和6年度教職員定期人事異動を実施するもの。

報告1 令和5年第5回市議会定例会について

令和5年第5回市議会定例会について

令和5年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 49,306 千円

人件費 49,306 千円

1	給料	30,100 千円
2	職員手当等	19,206 千円
(1)	期末手当	11,400 千円
(2)	勤勉手当	6,000 千円
(3)	その他	1,806 千円

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 ふるさと納税、クラウドファンディングについて	(1) 散策デッキの更新についてクラウドファンディング型ふるさと納税を活用することについて、市の考えを問う。	(1) 都市緑化植物園の大久手池の散策デッキについては、具体的な更新計画はないため、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用は、現時点では考えていない。 クラウドファンディングは、事業を特定して寄附金を募るもので、まずは市全体の事業において実施する事業の優先度を判断することが必要であり、その上で財源確保の方法として検討すべきものと考えている。
2 戦争の記憶を残していくことについて	(1) 県から（令和5年11月に）照会のあった戦争遺跡の調査について、戦争遺跡の定義はどのようになっているか。 市が現在戦争遺跡としているものは全て該当しているか。 調査に向けて戦争遺跡について詳細な資料が掲載されている「旧軍用地転用史論上・下」を図書館に置いてはどうか。	(1) 県から照会のあった調査では、戦争遺跡の定義を、「日本が近代以降に関わった国家間における戦争やその準備過程において発生したもの。概ね明治時代から 1945（昭和 20）年の第二次世界大戦終結までの、軍事関連施設及び国内外において戦闘が行われた場所に残された跡のことを指す。」としている。 市では、国が明確な定義や保存方法を示していないことから、戦争遺跡としているものはないが、今回の県の調査には協力していく。 戦争遺跡に関する書籍については、記載内容が県の調査に活用できるかどうか確認できていないため、現在、図書館間の相互貸借を利用して当該書籍を取り寄せている。なお、当該書籍に、「春日井市図書館資料収集方針」に定める「春日井市に関する歴史的な郷土資料」に該当する記載内容が確認できた場合には、「春日井市図書館資料選定会議」にかけることになる。
	(2) 鷹来工廠の地下で車が走行できるトンネルの通風口が見つかったという話があるが、戦争遺跡として確認・調査予定があるかについて問う。	(2) 鷹来工廠に関連する資料から、地下のトンネルについて、存在の可能性があることは承知しているが、その位置が、現在、民有地であること、また、戦争遺跡の明確な定義が定められていないことから、今のところ戦争遺跡として市が調査する予定はない。
	(3) 鷹来工廠旧司令棟（名城大学農学部付属農場本館）は、2022年に大規模改修が終了し、戦争遺跡として存続することができたが、市内にある戦争遺跡の中にはそのままになっているものがある。鷹来工廠への引き込み線である桃山町の鉄橋の安全対策は行われたのか。	(3) 鷹来工廠への引き込み線である桃山町の鉄橋については、令和4（2022）年6月に市（道路課）が点検を実施しており、安全を確認している。

質問事項	質問要旨	答弁要旨																														
	(4) 戦争遺跡保存への取り組みや、説明文などを設置するなど周辺整備をすることについての考えを問う。	(4) 戦争遺跡の取扱いに関しては、国の方針や基準が示されていないことから、戦争遺跡としての保存や周辺整備については、現在のところ考えていないが、今後の国や県の動向を注視していく。																														
	(5) 戦争体験者や被爆者が語り部として平和教育を実施しているが、高齢化が進み語り部から話を聞ける時間も少ない。平和教育の一環として、これら語り部から話を聞く機会を、小中学校で積極的に設けるべきだと思えるが見解を問う。	(5) 市内小中学校では、国語、社会、道徳などの授業で、戦争や原爆について学んだり考えたりする時間があり、本やインターネットで調べたりDVDなどを視聴したりして、平和の大切さについて学びを深めている。 戦争体験者や被爆者などの語り部から直接話を聞く機会は、子どもたちにとって貴重な経験の場になると考えていることから、現在、語り部から話を聞く機会を、既存の授業などの一環で設けることが出来ないか、語り部の住む地域の小学校で調整を進めている。																														
3 西部地域での学校の教室不足について	(1) 松山小学校と西部中学校の児童生徒数の推移と今後の見通しについて問う。	(1) 令和3年度から5年度までの児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）（人） <table><tr><th>学校名</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th></tr><tr><td>松山小</td><td>754</td><td>707</td><td>713</td></tr><tr><td>西部中</td><td>872</td><td>878</td><td>850</td></tr></table> 令和6年度から10年度までの児童生徒数の見通し（人） <table><tr><th>学校名</th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R10</th></tr><tr><td>松山小</td><td>689</td><td>670</td><td>617</td><td>600</td><td>598</td></tr><tr><td>西部中</td><td>858</td><td>874</td><td>903</td><td>906</td><td>842</td></tr></table> 減少または現状維持を見込んでいる。	学校名	R 3	R 4	R 5	松山小	754	707	713	西部中	872	878	850	学校名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	松山小	689	670	617	600	598	西部中	858	874	903	906	842
学校名	R 3	R 4	R 5																													
松山小	754	707	713																													
西部中	872	878	850																													
学校名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10																											
松山小	689	670	617	600	598																											
西部中	858	874	903	906	842																											
	(2) 35人学級への対応や西部地区の区画整理に伴い、今後、教室が不足した場合の対応について問う。	(2) すぐに教室が不足するとは考えていないが、今後、教室が不足した場合は、これまで他校においてもプレハブ校舎を建設し対応しているので、松山小学校及び西部中学校においても同様の対応を行う。 余裕教室数の見込み状況（教室） <table><tr><th>学校名</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R10</th></tr><tr><td>松山小</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>西部中</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>5</td></tr></table>	学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	松山小	1	1	2	3	4	4	西部中	4	4	5	4	3	5									
学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10																										
松山小	1	1	2	3	4	4																										
西部中	4	4	5	4	3	5																										
	(3) 春日井地区学校用地（前高グラウンド）を活用して教室不足に対応してはどうかと思うが、所見を問う。	(3) 区画整理の影響で教室数の不足が生じるような場合には、まずは、プレハブ校舎の建設で対応したい。前高グラウンドの現段階での活用は考えていない。																														

報告2 令和6年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第4回	4月17日	水	午後2時～
第5回	5月16日	木	午後1時30分～
第6回	6月13日	木	午後1時30分～
第7回	7月18日	木	午後1時30分～
第8回	8月21日	水	午後1時30分～
第9回	9月13日	金	午後1時30分～
第10回	10月16日	水	午後2時～
第11回	11月13日	水	午後2時～
第12回	12月18日	水	午後2時～

報告3 小中学校リニューアル工事の設計概要について

報告 4 全小中学校体育館への空調機設置について

全小中学校体育館への空調機設置について

1 目的

近年の記録的な猛暑の影響から夏場は高温多湿となっており、特に体育館内での活動は熱中症等のリスクが高まっています。体育館は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には子どもから高齢者まで市民の避難所にもなることから、熱中症等の事故を防止するため、空調機を設置し、室内環境を整備します。

2 スケジュール

令和6年度 空調方式等の検討

令和7～9年度 実施設計

令和7～10年度 工事（令和7年度は東部中学校体育館のリニューアル工事に伴い1校のみ先行して設置）

3 小学校リニューアル事業実施時期変更

暑さ対策を優先し、全小中学校体育館に空調機を設置することに伴い、現行の市公共施設個別施設計画において、令和8年度から大規模改修工事を行うこととしている坂下小学校の実施時期を令和9年度からとし、空調機設置工事と合わせて実施します。

【坂下小学校リニューアル事業実施予定】

	基本設計	実施設計	大規模改修工事
変更前	令和6年度	令和7年度	令和8年度～10年度
変更後	令和7年度	令和8年度	令和9年度～11年度

報告5 学校給食費の改定について

学校給食費の改定について

1 学校給食費（1食あたり食材費）の推移

当市の学校給食費は平成27年4月に改定し、1食当たり小学校245円、中学校285円としている。

しかし、昨今の急激な物価高騰の影響で、牛乳、主食の値上げが続いたことから副食に使用できる金額が減少し、さらに副食に使用する食材も値上げが続いたため、令和3年度以降、適切な給食を提供することが困難な状況となった。

令和4年度2学期からは、国の交付金を活用した公費負担により、25円増額して献立を作成しているが、令和6年度においても食材の更なる値上げが見込まれており、このままでは、食育の生きた教材である学校給食として、魅力ある多様な献立内容を維持することが困難となる。

小学校

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
				1学期	2・3学期	
学校給食費 (円)	245	245	245	245	245 +公費25	245 +公費25
牛乳(円)	50.74	52.02	55.54	56.17	56.17	61.62
主食(円)	51.04	51.01	53.35	53.39	53.39	56.28
副食(円)	143.22	141.97	136.11	135.44	160.44	152.10
副食割合	58.5%	57.9%	55.6%	55.3%	59.4%	56.3%

中学校

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
				1学期	2・3学期	
学校給食費 (円)	285	285	285	285	285 +公費25	285 +公費25
牛乳(円)	50.74	52.02	55.54	56.17	56.17	61.62
主食(円)	58.48	58.59	61.43	58.89	58.89	61.89
副食(円)	175.78	174.39	168.03	169.94	194.94	186.49
副食割合	61.7%	61.2%	59.0%	59.6%	62.9%	60.2%

2 改定案

令和6年度の牛乳、主食の費用見込みに対し、副食に使用できる金額の割合を、適切な給食の提供ができる水準（平成30年度と同程度）とするため、1食当たり小学校295円（+50円）、中学校340円（+55円）とする。

小学校

	平成30年度	令和6年度 見込み
学校給食費 (円)	245	295
牛乳(円)	52.02	67.17
主食(円)	51.01	58.91
副食(円)	141.97	168.92
副食割合	57.9%	57.3%

中学校

	平成30年度	令和6年度 見込み
学校給食費 (円)	285	340
牛乳(円)	52.02	67.17
主食(円)	58.59	64.77
副食(円)	174.39	208.06
副食割合	61.2%	61.2%

3 改定時期

令和6年4月1日

報告 6 春日井市西部地区新調理場整備基本計画（案）について

報告 7 鷹来公民館大規模改修工事実施設計について

春日井市公共施設個別施設計画に基づき、目標使用年数の 90 年にわたり長期使用するため、建築から 45 年を迎える令和 6 年度の大規模改修工事に向けた実施設計を行う。

鷹来公民館大規模改修工事実施設計について

1 施設整備 公民館棟、実習室棟、駐車場等

2 施設概要

(1) 公民館棟

ア 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て
イ 延床面積	1,353 m ²
ウ 施設構成	1階部分 事務室(サービスコーナー含む)、ホール(体育館)、 交流スペース【拡充】、キッズコーナー【新設】、図 書室、軽運動室【新設】、多目的トイレ等 2階部分 集会室、料理・多目的室、音楽室【新設】等

(2) 実習室棟

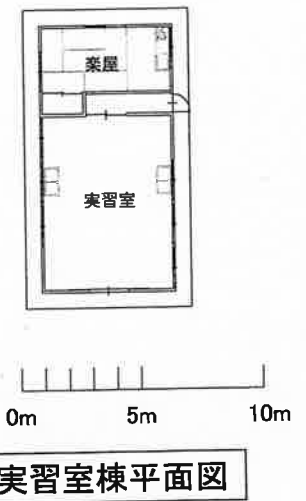
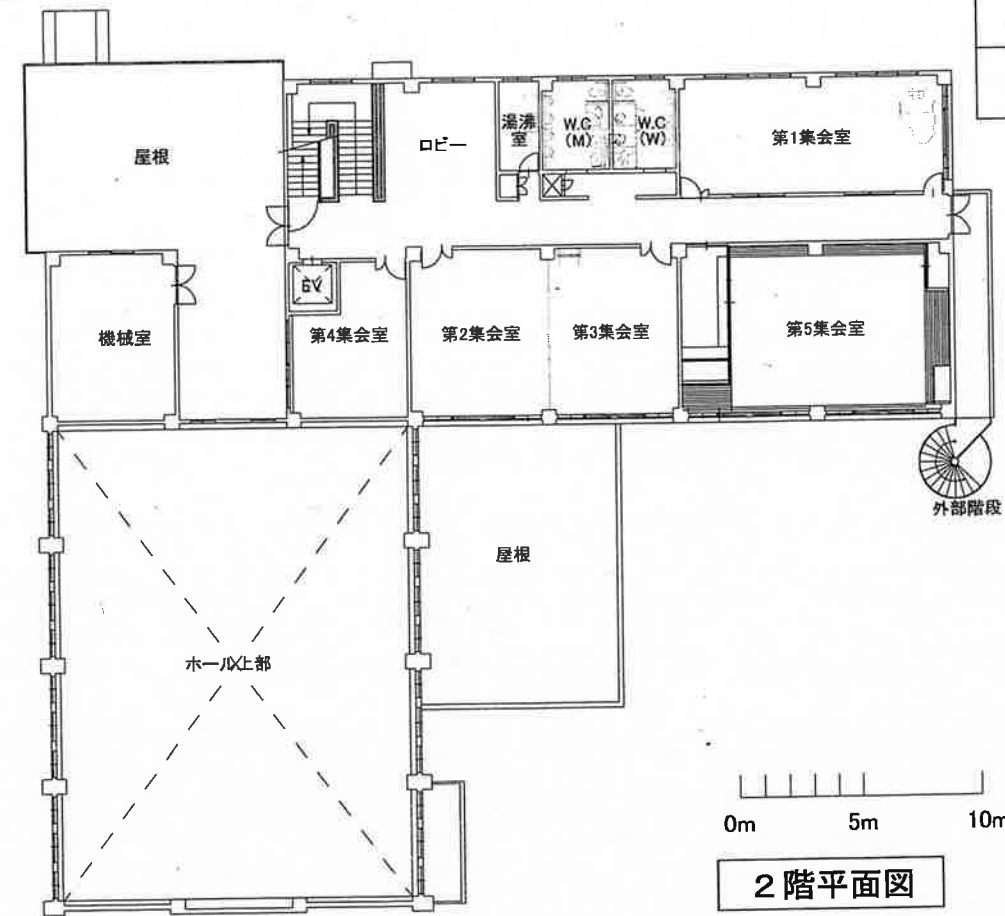
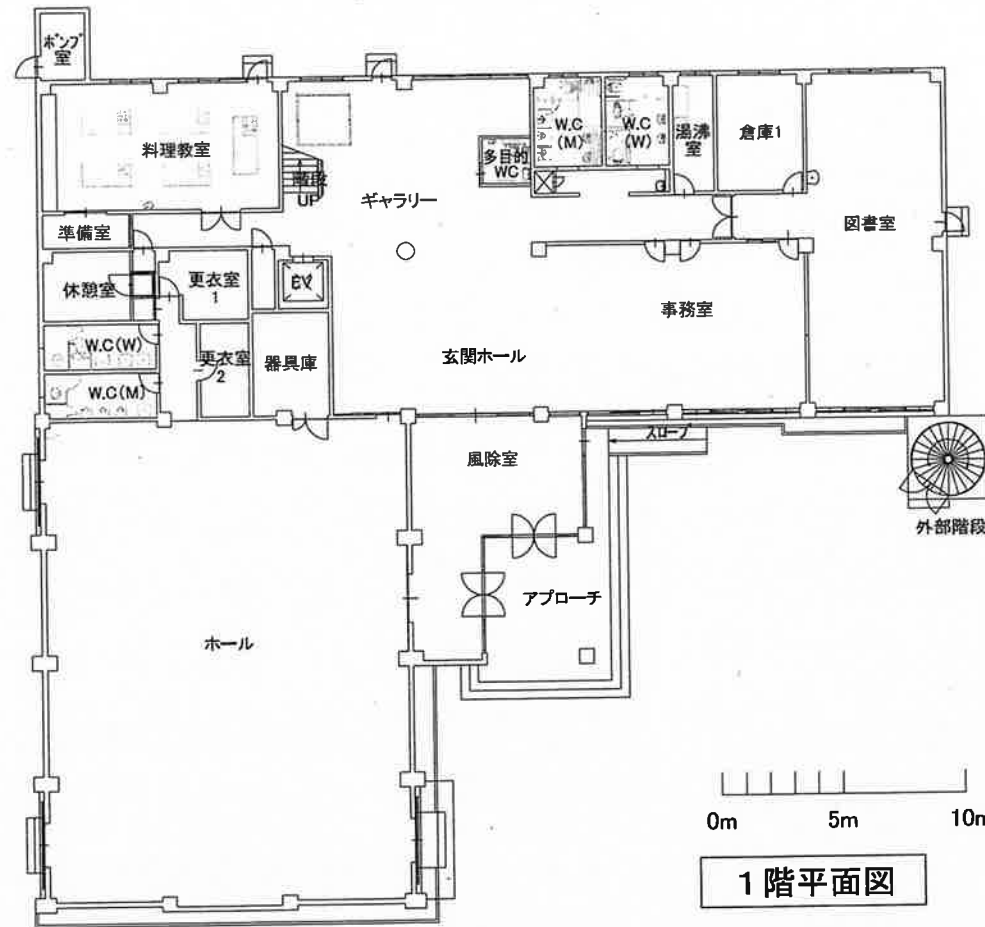
ア 構 造	軽量鉄骨造 平屋建て
イ 延床面積	92.75 m ²
ウ 施設構成	実習室、焼成室、収納庫、多目的トイレ等

(3) 駐車場等

ア 駐 車 場	61台(うち車いす使用者用駐車場2台、思いやり 駐車場1台)
イ 駐 輪 場	10台

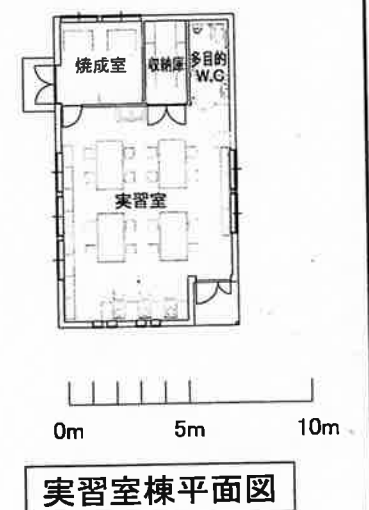
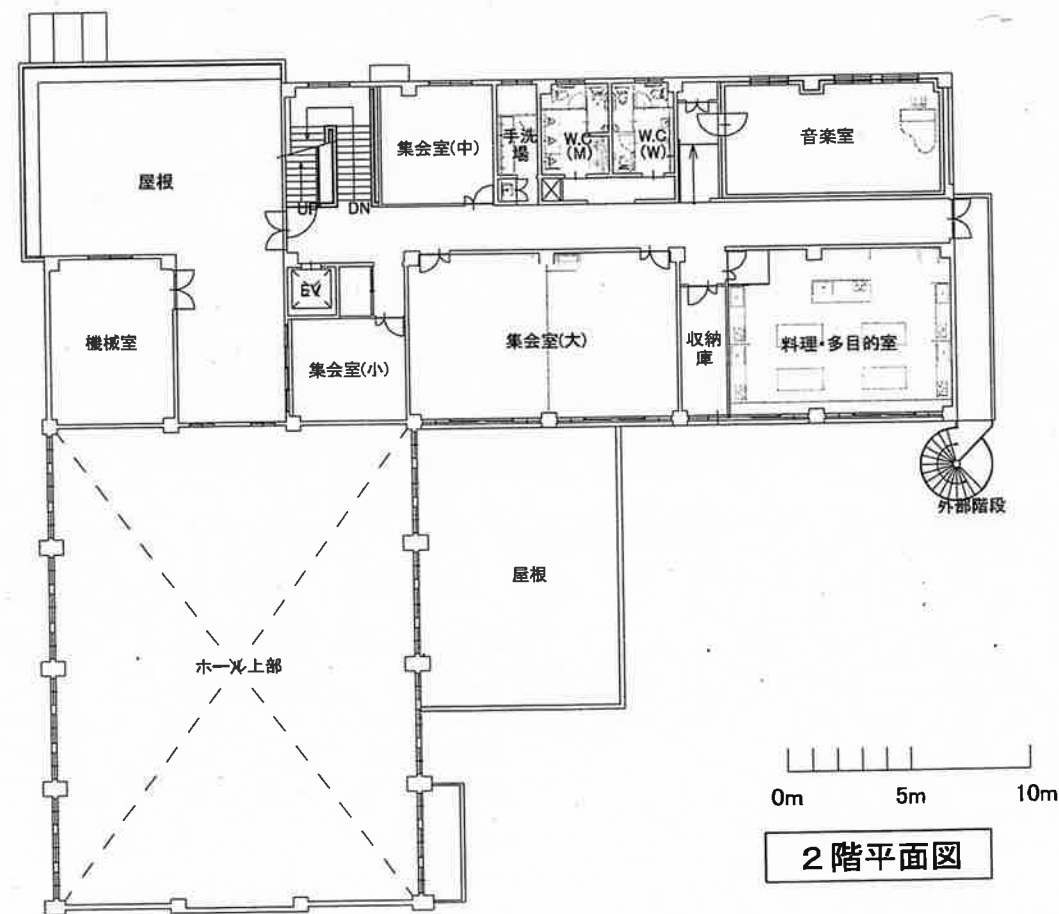
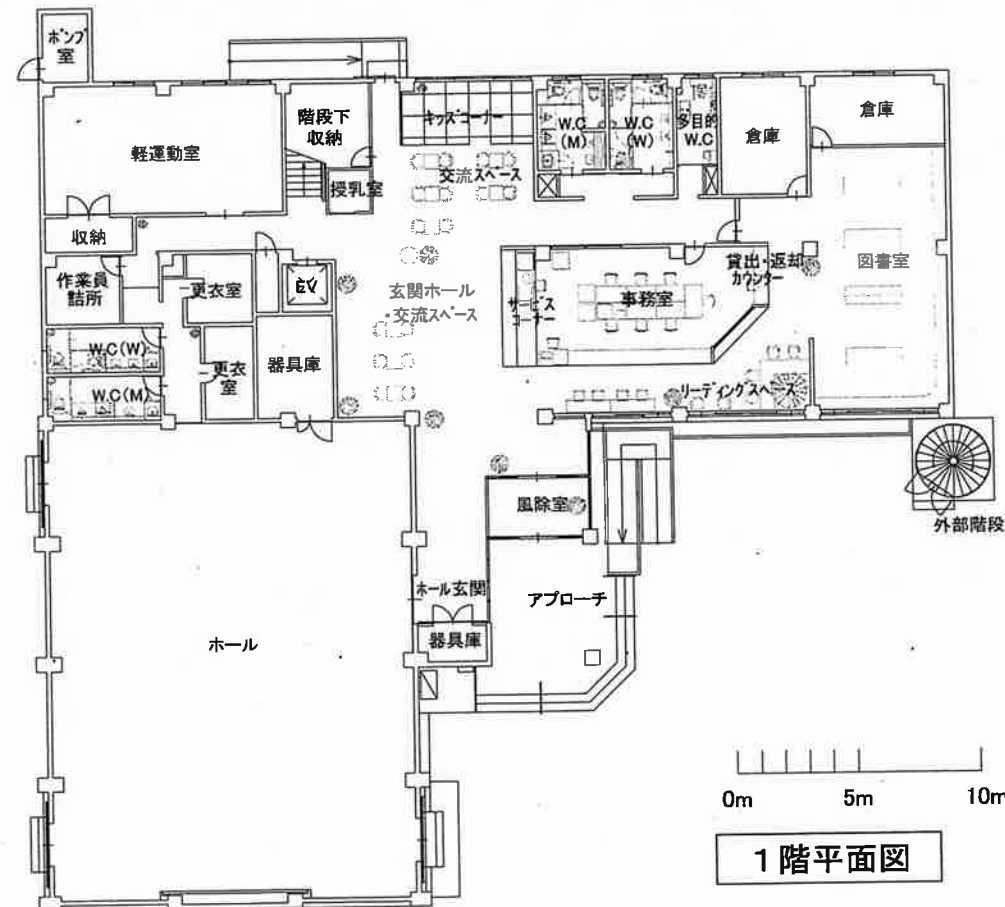
3 スケジュール(予定)

- (1) 令和6年4月1日(月)～ 休館
- (2) 令和6年7月～ 改修工事
- (3) 令和7年度 供用開始



改修前

改修後

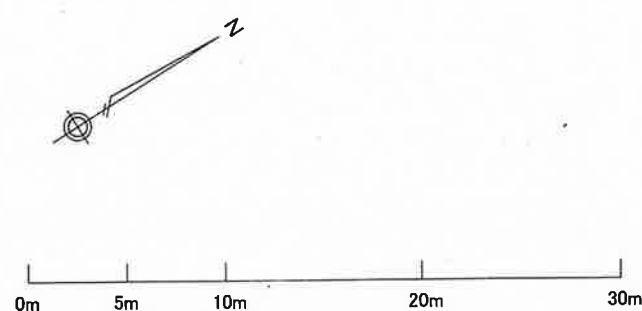


鷹来公民館大規模改修工事

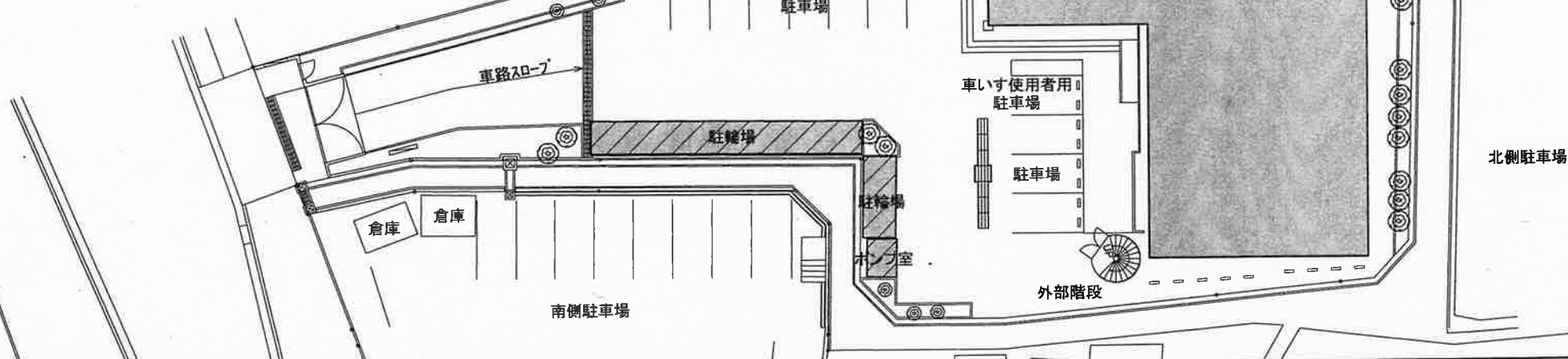
計画案（全体配置図）

凡例

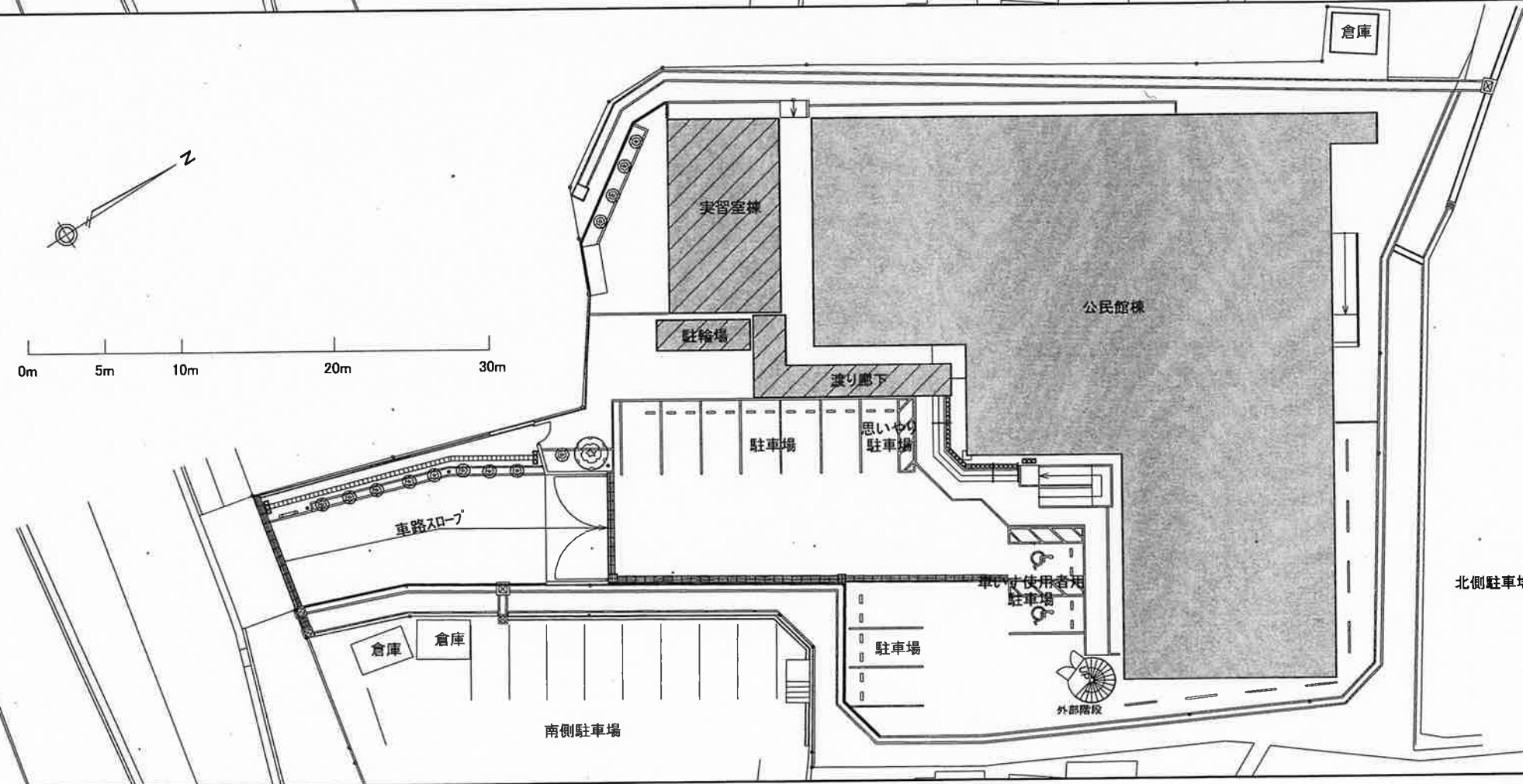
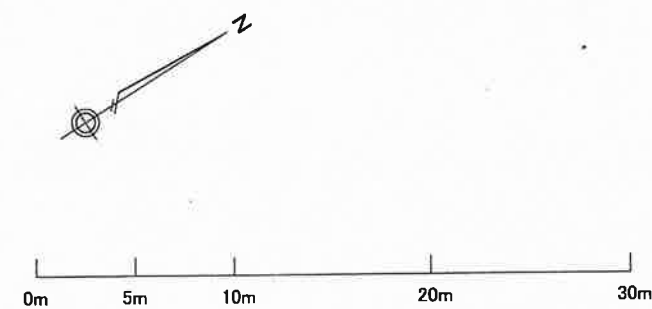
- 大規模改修建物
- 建替建物



改修前



改修後



凡例

- 大規模改修建物
- 建替建物